研究材料受領契約書（受領側用）

学校法人昭和医科大学（以下「甲」という）と[提供機関名]（以下「乙」という）は、乙が保有する研究材料を甲が受領することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（研究材料の受領）

1. 甲は、乙から以下の研究材料（以下「本研究材料」という）を受領する。なお、本研究材料が増殖、繁殖可能なものである場合には、その子孫、増殖物も本研究材料とみなす。

 名称：

 数量：

 種類：□材料 □微生物 □化合物 □動物 □遺伝子 □タンパク質 □細胞 □その他（　　　）

2. 本研究材料の受領は[有償/無償]とする。

3. [有償の場合] 甲は、本研究材料の対価として金[金額]円を、乙の指定する銀行口座に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第2条（使用目的）

1. 甲は、本研究材料を以下の研究目的にのみ使用するものとする。

 研究題目：

 研究内容：

 研究期間：　　　年　　月　　日 ～ 　　　年　　月　　日

2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、本研究材料を前項の目的以外に使用してはならない。

第3条（使用条件）

1. 甲は、本研究材料を甲の施設内でのみ使用し、乙の事前の書面による承諾なく、第三者に提供、譲渡、貸与してはならない。

2. 甲は、本研究材料をヒトに使用してはならない。

3. 甲は、関連する法令及びガイドラインを遵守して本研究材料を使用するものとする。

第4条（研究成果の取扱い）

1. 甲は、本研究材料を用いた研究の成果を公表する場合、事前に乙に通知し、公表内容について乙と協議するものとする。

2. 甲は、成果の公表に際し、本研究材料が乙から提供されたものであることを明記するものとする。

3. 本研究材料を用いて得られた研究成果に基づく知的財産権の帰属については、甲乙協議の上決定する。

第5条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上・技術上又はその他業務上の情報を、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示または漏洩しないものとする。

⑴　相手方から開示された時点で、既に公知となっていたもの

⑵　相手方から開示された時点後、自らの責によらず公知となったもの

⑶　相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの

⑷　正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示されたもの

⑸　開示された後、本研究材料を用いることなく、独自に開発したことを正当に証明できるもの

⑹　事前に相手方の書面による承諾を得たもの

2. 前項の義務は、本契約終了後[3]年間継続するものとする。

第6条（保証）

乙は、甲に対し、乙による本研究材料の使用が第三者の特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。以下総称して「知的財産権等」という。）を侵害しないことを保証する。

第７条（権利）

本契約に基づく本研究材料の提供は、甲に対し、本研究材料に関し乙が有する所有権、知的財産権等その他一切の権利を移転及び許諾するものではない。

第８条（契約違反）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合は、相手方に対し、自ら被った損害の賠償を求めることができるほか、催告のうえ本契約を解約することができる。

第９条（契約期間）

本契約の有効期間は、締結日から第2条に定める研究期間の終了日までとする。

第１０条（契約終了時の措置）

本契約が終了した場合、甲は乙の指示に従い、本研究材料を返却または廃棄するものとする。

第１１条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１２条（準拠法）

本契約は、抵触法の原則の適用を排除して、日本法を準拠法とし、これに従い解釈されるものとする。

第１３条（言語）

本契約は、日本語にて締結されるものとする。英語版が作成される場合、当該英語版は、あくまで参照のために作成されるものであり、いかなる効力も有しないものとする。

第１４条（その他）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

[日付]

甲： 東京都品川区旗の台1-5-8

 学校法人昭和医科大学

 理事長　　小口　勝司

乙： [受領機関所在地]

[受領機関所在地]

[代表者名]